

平成 2 8 年

上尾市議会 6 月定例会議案

条例案等資料

条 例 案 等 資 料 名

議案第 5 8 号	「上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨…	1
議案第 5 9 号	「上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」要旨…	3
議案第 6 2 号	「市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨…	5
議案第 6 3 号	「上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の制定について」要旨…	7
議案第 6 9 号	専決処分の承認を求めることについて「上尾市税条例の一部を改正する条例」要旨…	9
議案第 7 0 号	専決処分の承認を求めることについて「上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」要旨…	1 0

議案第 58 号

「上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、本市において個人番号を独自に利用する事務を定めるほか、個人番号を利用する事務に関し、利用することのできる特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報。以下同じ。）を追加するための改正

2 内 容

- (1) 本市において個人番号を独自に利用する事務として、「こども医療費の支給に関する事務」及び「ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務」を定める。このため、附則の次に別表第 1 として、1 表を加える。
（第 1 条における第 4 条第 1 項第 1 号及び改正後の別表第 1 関係）

※ 「個人番号の独自利用」とは、番号法に掲げられていない事務において個人番号を利用することをいう。この場合、あらかじめ条例に規定する必要のあることが番号法において定められている。

- (2) 改正後の別表第 2 は、個人番号を利用する事務に関し、利用することのできる特定個人情報を定めている。

この別表第 2 に、庁内連携として、個人番号を利用するそれぞれの事務に応じて、当該事務を処理するために必要となる特定個人情報を追加する。

（第 1 条における改正後の別表第 2 の 3 の項、4 の項、8 の項、10 の項、13 の項及び 14 の項並びに第 2 条関係）

※ 「庁内連携」とは、同一の市の機関内（市長部局内又は教育委員会内）において、特定個人情報の授受を行い、当該特定個人情報を個人番号の利用事務に利用することをいう。

【上記(2)の例】

- ① こども医療費の支給に関する事務の処理をするために必要な医療保険の給付に関する特定個人情報を利用することができるようにすること。
- ② ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務を処理するために必要な児童扶養手当の支給に関する特定個人情報を利用することができるようにすること。
- ③ 介護保険料の徴収に関する事務の処理をするために必要な地方税の賦課徴収に関する特定個人情報を利用することができるようにすること。

3 施行期日

一部の改正規定を除き、平成29年7月1日。ただし、一部の特定個人情報の利用については、平成28年7月1日

議案第 59 号

「上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」 要旨

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定を踏まえ、電子計算機に記録された情報提供等記録の保護に関する特例規定を加えるための改正

2 内 容

(1) 定義規定の追加

特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報。以下同じ。）の照会や提供を行う際には、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを通すこととなっている。この照会や提供があった際にはこれを記録・保存することになっており、この記録のことを「情報提供等記録」という。（第 2 条第 8 号関係）

(2) ア 情報提供等記録について、情報提供等記録を除く特定個人情報とは異なる取扱いとするための規定を追加する。

項 目	特定個人情報	情報提供等記録
利用目的以外の目的での利用（第 8 条の 2 関係）	「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難な場合」を除いて原則禁止する。	例外なく禁止する。

イ 情報提供等記録について、情報提供等記録を除く個人情報とは異なる取扱いとするための規定を追加する。

項 目	個人情報	情報提供等記録
開示請求又は訂正請求に係る事案の移送（第 20 条及び第 27 条関係）	「保有個人情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由がある場合」に、事案の移送ができる。	事案の移送を禁止する。

項 目	個人情報	情報提供等記録
利用の停止、 消去又は提供 の停止の請求 (第23条第 2項関係)	次の場合に請求を認める。 (1) 収集・保管制限に違反している場合 (2) 利用制限に違反している場合 (3) ファイル作成制限に違反している場合 (4) 提供制限に違反している場合	請求を認めない。
訂正の通知先 (第23条の 3関係)	保有個人情報の提供先に通知する。	総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する。

3 施行期日

番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

議案第62号

「市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用並びに市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用について、それぞれ市が負担する額の限度額を引き上げるための改正

2 内 容

- (1) 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正（第1条による改正）

当該選挙における選挙運動用自動車の借入契約及び燃料の供給に関する契約による当該自動車の使用に係る費用の公費負担の限度額を公職選挙法施行令で規定する金額と同額に引き上げる。

区 分	現行単価	改正単価
自動車借入れ	15,300円	15,800円
燃料費	7,350円	7,560円

- (2) 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第2条による改正）

当該選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を公職選挙法施行令で規定する金額と同額に引き上げる。

区 分	現行単価	改正単価
印刷費（1枚当たり）	510円48銭	525円6銭
企画費	301,875円	310,500円

(3) 市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正（第3条による改正）

当該選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担の限度額を公職選挙法施行令で規定する金額と同額に引き上げる。

区 分	現行単価	改正単価
1枚当たり	7円30銭	7円51銭

3 施行期日等

施行期日は公布の日とし、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会の議員又は市長の選挙から適用

議案第63号

「上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の制定について」要旨

1 趣 旨

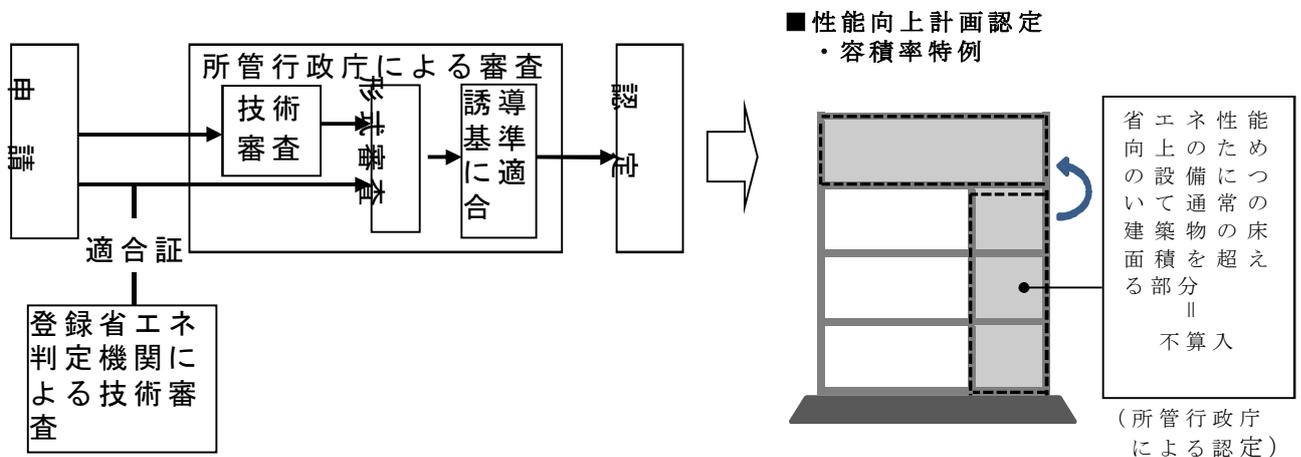
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内 容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づき所管行政庁の認定を受けた建築物は、次の(1)又は(2)に記載した措置を受けることができるようになった。本条例は、この認定の申請に対する審査事務に関し徴収する手数料を定めるもの

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

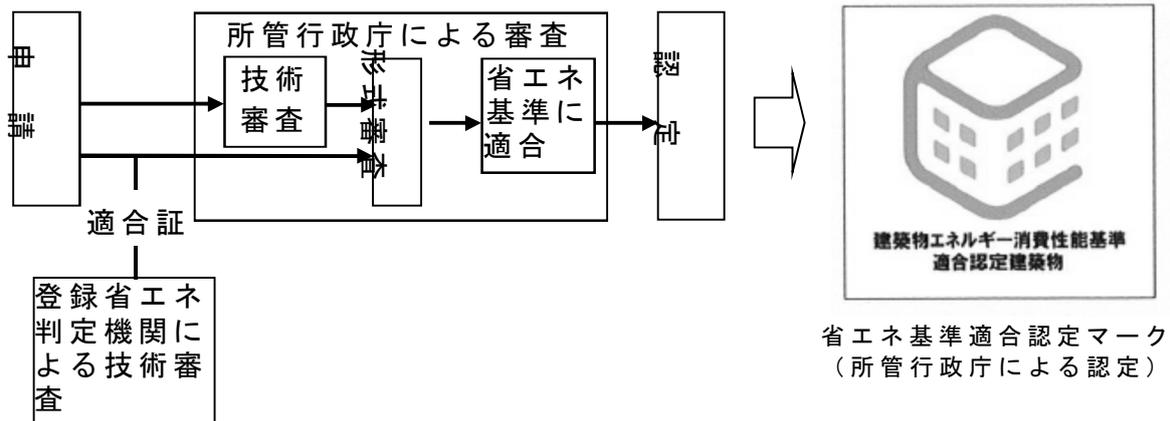
所管行政庁（本市においては市長。以下同じ。）から建築物の新築等の計画がエネルギー消費性能向上計画に係る「**誘導基準**（※次ページの①を参照）」に適合しているとの認定を受けると、容積率の特例を受けることができる。この場合における容積率の特例とは、容積率を計算するに当たって、省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分は算入しないこととするものである。



(2) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定

所管行政庁から既存建築物がエネルギー消費性能基準「**省エネ基準**（※②を参照）」に適合しているとの認定を受けると、建築物に省エネ基準適合認定マークを表示することができたり、広告等において省エネ基準に適合している旨を表示することができる。

■ 基準適合認定・表示



① **誘導基準** 次の2つの指標のうち、アについては②の省エネ基準と同じ水準、イについては省エネ基準を超える水準（住宅は1割削減、非住宅は2割削減）となっている。

ア 建築物の断熱性能

イ 空調、換気、照明などの設備使用におけるエネルギー消費性能

② **省エネ基準** 次の2つの指標を国の定める基準値以下に抑える必要がある。

ア 建築物の断熱性能

イ 空調、換気、照明などの設備使用におけるエネルギー消費性能

3 施行期日

平成28年7月1日

議案第 69 号

専決処分の承認を求めることについて

「上尾市税条例の一部を改正する条例」要旨

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により条例に委任された家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合（税負担を軽減する割合）を定めるための条例改正

（※ 平成 28 年 3 月 31 日に専決処分により改正）

2 内 容

- (1) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波対策の用に供する港湾施設等の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合について、2 分の 1 とした。（附則第 10 条の 2 第 7 項関係）
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合を次のように定めた。（附則第 10 条の 2 第 10 項から第 14 項まで関係）

	設備の区分	特例割合
1	太陽光発電	3 分の 2
2	風力発電	3 分の 2
3	水力発電	2 分の 1
4	地熱発電	2 分の 1
5	バイオマス発電	2 分の 1

- (3) 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合について、5 分の 4 とした。（附則第 10 条の 2 第 18 項関係）

議案第70号

専決処分の承認を求めることについて

「上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」要旨

1 趣 旨

所得の少ない被保険者に対する国民健康保険税の軽減措置（均等割額及び世帯別平等割額の5割軽減又は2割軽減）を受けることができる世帯の範囲を拡大するため、これらの軽減措置の対象となる世帯であるかを判定する際に用いる所得（軽減判定所得）の額を引き上げるための条例改正
（※ 平成28年3月31日に専決処分により改正）

2 内 容

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を26万5,000円（改正前26万円）に引き上げた。
（第19条第2号関係）
 - (2) 2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を48万円（改正前47万円）に引き上げた。
（第19条第3号関係）
- ※ 次のページの表を参照

【参考】

均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定の際に用いる世帯の所得基準
(改正前)

減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計
7割	33万円以下
5割	33万円 + (<u>26万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下
2割	33万円 + (<u>47万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下



均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定の際に用いる世帯の所得基準
(改正後)

減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計
7割	33万円以下 ※ 変更なし
5割	33万円 + (<u>26万5,000円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下
2割	33万円 + (<u>48万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下

※ 世帯主及び世帯に属する被保険者の前年中の所得金額の合計額がこの表の算式により計算した額以下である場合は、国民健康保険税の均等割額及び世帯別平等割額がこの表の区分により軽減される。

※ 特定同一世帯所属者とは、「後期高齢者医療の被保険者となることにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの」をいう。

